

【応急対策】

基本方針

- 1 応急危険度判定を迅速に実施する
- 2 危険防止措置を実施する
- 3 出火、延焼等の防止対策を実施する
- 4 放射能対策を実施する

基本方針1 応急危険度判定を迅速に実施する

1 公共施設の応急危険度判定

□ 対策内容と役割分担

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設に対して、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 ○ 応急危険度判定技術者が不足する場合には、他団体への協力を要請する。 ○ 指定管理者等から判定実施の支援要請があった場合には、必要に応じて応急危険度判定を実施する。
公 共 施 設 の 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管する公共施設の応急危険度の確認を実施する。 ○ 必要により、多摩市に応急危険度判定を要請する。

□ 詳細な取組内容

1 公共施設等の応急対策

- 各施設管理者は、あらかじめ策定した計画等に基づき、次の確認を行う。
 - ・ 施設利用者、施設職員の人的被害
 - ・ 施設や設備の被害
 - ・ 電気、水、ガス、通信などのライフラインの被害
- 施設管理者は、必要により応急手当、応急処置を行う。
- 施設管理者は、確認した被害状況を多摩市災害対策本部に報告する。

2 公共施設等の応急危険度判定

- 施設管理者は、施設の被災状況を確認し、必要により応急措置を実施する。

- 施設管理者は必要により、災害対策本部に応急危険度判定の要請をする。
- 復旧復興・給水対策部は、次のとおり応急危険度判定を実施する。
- 避難所となる施設を優先的に実施する。
 - ・ 他の対策部に、建築技術職員の派遣を要請する。
 - ・ 判定が困難な場合、都災害対策本部に支援を要請する。

2 被災建築物の応急危険度判定の実施体制

□ 対策内容と役割分担

地震発生後、早期に市内住宅の応急危険度判定を行い、所有者・管理者、並びに、付近の通行者等へ当該建築物の危険度を周知する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災建築物応急危険度判定実施本部を設置・運営する ○ 被災建築物に対して、応急危険度判定を実施する。 ○ 応急危険度判定技術者が不足する場合には、他団体への協力を要請する。 ○ 自治体からの応援職員及び防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員の活動に対するコーディネートを行う

□ 詳細な取組内容

1 被災建築物応急危険度判定制度の趣旨

- 短時間で建築物の被害状況を調査し、当該建築物の当面の使用の可否について、応急的に判定することで、余震等による建物の倒壊等からの二次災害を防止する。
- 罹災証明書発行の基礎資料とする。
- 倒壊家屋の解体の要否の基礎資料とする。

2 応急危険度判定実施本部の設置

- 復旧復興・給水対策部長は、次の場合には、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する。
 - ・ 災害対策本部長から指示された場合
 - ・ 自ら必要と判断した場合
- 復旧復興・給水対策部長は、災害対策本部の指揮命令に基づき、被災建築物応急危険度判定実施本部を運営する。
- 被災建築物応急危険度判定実施本部長は、復旧復興・給水対策部長を充てる。

3 被災建築物の応急危険度判定の準備

(1) 実施体制

- 被災建築物応急危険度判定実施本部長は、応急危険度判定班を編成し、市内

住宅等の応急危険度判定を早期に実施する。

- 被災建築物応急危険度判定実施本部長は、応急危険度判定班が不足する場合は、都を通じて、他の自治体や防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員の応援要請を行う。
 - 被災建築物応急危険度判定実施本部長は、応援要請に基づく応急危険度判定員が円滑に活動を実施できるよう、自身の対策部員を、指示・指導等の応急危険度判定コーディネーターに指定する。
- (2) 被災建築物の応急危険度判定士の受け入れ施設の確保
- 被災建築物応急危険度判定実施本部長は、被災建築物の応急危険度判定員の受け入れ施設を確保する。
 - 被災建築物の応急危険度判定員の受け入れ施設は、原則として本庁舎等の市有施設とし、人事班が設営、準備を行う。
 - 被災建築物応急危険度判定実施本部長は、応援要請に基づく被災建築物の応急危険度判定員が円滑に活動を実施できるよう、自身の対策部員を、指示・指導等の応急危険度コーディネーターに指定する。
 - 被災建築物応急危険度判定実施本部長は、応援に来た被災建築物の応急危険度判定員が活動できるよう、執務スペースと一定程度の資器材を確保しておくこと。
- (3) 応急危険度判定員の確保
- 次の方法により、応急危険度判定員を確保する。
- 被災建築物応急危険度判定実施本部長は、次のとおり危険度判定員を確保する。
 - ・ 市職員（建築物の応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員）
 - ・ 市内在住・在勤の建築物の応急危険度判定員（建築士法第2条に規定する1・2級建築士、木造建築士の中で、判定講習会受講後に、東京都防災ボランティアに関する要綱に基づき登録されたもの）
 - ・ 他市町村の建築物の応急危険度判定員（派遣を都へ要請）
 - ・ その他多摩市職員
- (4) 作業実施のための準備
- 次のとおり作業のための準備を行う。
- 応急危険度判定員の名簿づくり
 - 担当区域の配分
 - 判定に必要な資料の作成
 - 判定作業に必要な資機材の確保
 - 判定統一のための打ち合わせの実施 等

4 被災建築物の応急危険度判定の実施

(1) 応急危険度判定の実施

- 被災建築物応急危険度判定実施本部長は、応急危険度判定実施計画を策定し、下表のとおり応急危険度判定を実施する。

対象住宅	実施主体
民間住宅	多摩市
市営住宅	多摩市
公共施設	多摩市
都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅	都都市整備局及び 都住宅供給公社
独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅	独立行政法人都市再生機構

※ 非住宅建築物は、原則として建築物の管理者が応急危険度判定を実施する。

- 判定員は、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（平成26年3月全国被災建築物応急危険度判定協議会）」を参考に、応急危険度判定を実施する。
- 被災建築物応急危険度判定実施本部長は、被災建築物応急危険度判定に関する計画を策定し実施する
- 判定員は、目視又は簡易な道具を使用し、判定基準に従って、建築物等の沈下、傾斜、構造躯体の被害等を調査判定する。
- 判定実施期間は原則として10日間以内とする。
- ※ 都では、平成7年5月に「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、建築物の応急危険度判定員を防災ボランティアとして位置付けた。
- ※ 建築物の応急危険度判定制度の運用については、平成14年度から判定員活動の意思確認を行う登録更新制度を開始し、実員の確保を図っている。

【注】

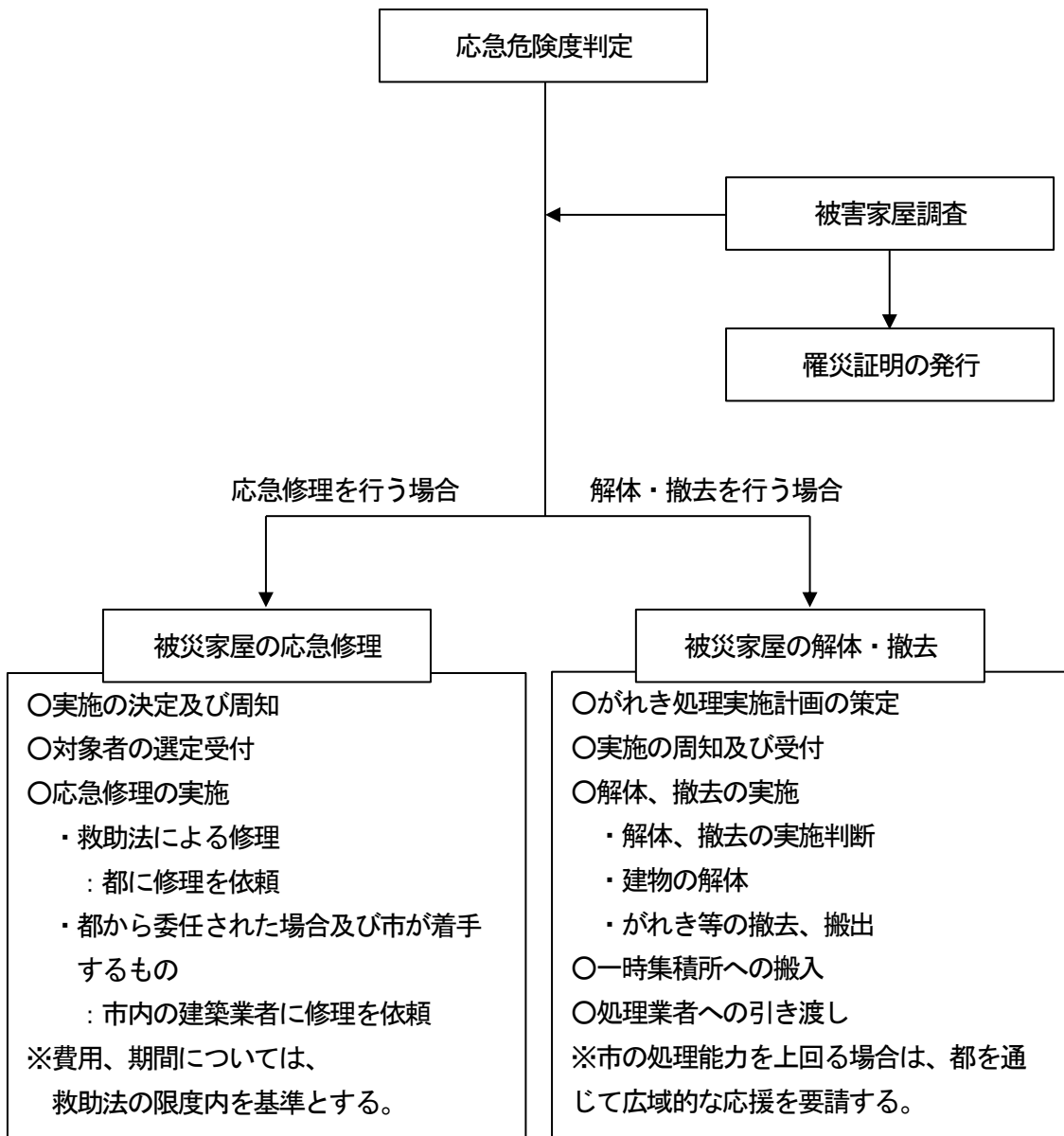
大気汚染防止法の一部改正（令和3年4月施行）に基づき、今後、建築物の解体時には、災害時においてもアスベスト含有に係る事前調査が必要となった。

5 判定結果の標示及び周知

- 応急危険度判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：緑色）に対処方法を記載し、建物の入り口など見やすい場所に貼りつけ、当該建築物の利用者、居住者、歩行者等に周知を図る。

【応急危険度判定結果の区分及びステッカーは資料編を参照】

被災建築物等の応急措置は、次のとおり行う。



3 被災宅地の危険度判定実施体制

□ 対策内容と役割分担

地震発生後、早期に市内宅地の危険度判定を行い、所有者・管理者、並びに、付近の通行者等へ当該宅地の度を周知する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災宅地危険度判定実施本部を設置・運営する ○ 被災宅地に対して、危険度判定を実施する。 ○ 被災宅地危険度判定士が不足する場合には、都への協力を要請する。 ○ 応援要請に基づく被災宅地危険度判定士の活動に対するコーディネートを行う

□ 詳細な取組内容

1 被災宅地危険度判定制度の趣旨

- 宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を把握し、危険度を判定することによって、二次災害を防止し、市民の安全確保を図る。
- 状況に応じて、住宅に対するり災証明書発行の基礎資料とする。

2 危険度判定対象宅地

- 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び被災宅地危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

3 被災宅地危険度判定の実施準備

復旧復興・給水対策部長は、都等との連携を図り、被災宅地危険度判定の実施に向けての準備を行う。

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

- 復旧復興・給水対策部長は、次の場合には、被災宅地危険度判定実施本部を設置する。
 - ・ 災害対策本部長から指示された場合
 - ・ 自ら必要と判断した場合
- 被災宅地危険度判定実施本部は、必要により被災建築物応急危険度判定実施本部に包含して設置する。
- 復旧復興・給水対策部長は、災害対策本部の指揮命令に基づき、被災宅地危険度判定実施本部を運営する。
- 被災宅地危険度判定実施本部長は、復旧復興・給水対策部長を充てる。
- 被災宅地危険度判定実施本部長は、被災宅地危険度判定に関する計画を策定

し実施する。

(2) 被災宅地危険度判定士の確保

- 被災宅地危険度判定実施本部長は、次のとおり被災宅地危険度判定士を確保する。
 - ・ 市職員（被災宅地危険度判定士及び判定に関する知識を有する職員）
 - ・ 被災宅地危険度判定士（派遣を都へ要請）
 - ・ 被災宅地危険度判定実施本部長は、被災宅地危険度判定士の活動が円滑に行われるよう資機材を確保する。

(3) 被災宅地危険度判定士の受け入れ施設の確保

- 被災宅地危険度判定実施本部長は、被災宅地危険度判定士の受け入れ施設を確保する。
- 被災宅地危険度判定士の受け入れ施設は、原則として本庁舎等の市有施設とし、人事班が設営、準備を行う。
- 被災宅地危険度判定実施本部長は、応援要請に基づく被災宅地危険度判定士が円滑に活動を実施できるよう、自身の対策部員を、指示・指導等の被災宅地危険度判定業務調査員に指定する。
- 被災宅地危険度判定実施本部長は、応援に来た被災宅地危険度判定士が活動できるよう、執務スペースと一定程度の資器材を確保しておくこと。

(4) 作業実施のための準備

作業のための準備を次のとおりに行う。

- 被災宅地危険度判定士の名簿づくり
- 担当区域の配分
- 判定に必要な資料の作成
- 判定作業に必要な資機材の確保
- 判定統一のための打ち合わせの実施 等

4 被災宅地危険度判定の実施

- 復旧・復興、給水対策部長は、被災宅地危険度判定士と協力して、被災宅地の危険度判定を実施する（概ね災害発生後3日目～10日目まで）。
- 被災宅地危険度判定士は、被災した擁壁、法面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。

5 判定結果の表示及び周知

- 被災宅地危険度判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、3色の判定ステッカー（危険宅地：赤色、要注意宅地：黄色、調査済宅地：青色）を当該宅地の使用者・居住者だけでなく宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に判かるように宅地等の見やすい場所に表示する。なお、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法や二次災害防止のための方法、判定結果に対する問い合わせ先等を記載する。

- 被災宅地危険度判定結果により「危険宅地」又は「要注意宅地」と判断された宅地については、二次災害防止上の観点から、その意味を市民等に十分周知する。

【被災宅地危険度判定の結果の区分及びステッカーは資料編を参照】

基本方針2 危険防止措置を実施する

1 急傾斜地崩壊防止施設の応急対策

- 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	○ 応急措置及び避難対策を実施する。 ○ 都建設局に被災状況の報告及び必要な措置を要請する。
都 建 設 局 南多摩東部建設 事 務 所	○ 急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

- 詳細な取組内容

- 土砂災害による急迫した危険が認められる場合には、応急措置と避難対策を実施する。
- 土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告するとともに、必要な措置を要請する。

2 危険物等の応急措置及び危険物等の輸送の安全化

2-2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

- 対策内容と役割分担

1 石油等危険物施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	○ 被害状況の情報収集及び市民に対する情報提供を実施する。 ○ 必要に応じ、市民に対すし避難指示等や避難誘導を実施する。
多摩消防署等	○ 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を指導する。 ○ 必要に応じて、応急措置命令等を実施する。
事 業 者 等	○ 危険が想定される場合等には、関係機関への通報等の応急措置を実施する。

2 高圧ガス保管施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の情報収集及び市民に対する情報提供を実施する。 ○ 必要に応じ、市民に対する避難の指示等を実施する。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連絡通報を行う。 ○ 市長からの要求等により、避難指示等の伝達を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民を避難させる必要がある場合には、市へ通報する。 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合には、関係機関と連携し、避難指示又は指示を行い、事後、市へ通報する。 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 災害応急対策を実施する。
事 業 者 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険が想定される場合等には、関係機関への通報等の応急措置を実施する。

3 毒物・劇物取扱施設、化学物質関連施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の情報収集及び市民に対する情報提供を実施する。 ○ 必要に応じ、市民に対する避難の指示等を実施する。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連絡通報を行う。 ○ 市長からの要求等により、避難指示等の伝達を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民を避難させる必要がある場合には、市へ通報する。 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合には、関係機関と連携し、避難指示を行い、事後、市へ通報する。 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 災害応急対策を実施する。
都福祉保健局 南多摩保健所 健康安全研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物・劇物取扱施設に必要な措置を講ずるよう事業者に対して指導する。
事 業 者 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険が想定される場合等には、関係機関への通報等の応急措置を実施する。

4 石油等危険物施設及び高圧ガス保管施設の応急措置

事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- 市民に対する避難の指示又は指示
- 市民の避難誘導
- 避難所の開設、避難住民の保護
- 情報提供、関係機関との連絡

5 毒物・劇物取扱施設、化学物質関連施設の応急措置

- 関係機関と連絡し、有害物質などに関わる災害情報の収集伝達を行なう。
- 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - ・ 市民に対する避難の指示
 - ・ 市民の避難誘導
 - ・ 避難所の開設、避難住民の保護
 - ・ 情報提供、関係機関との連絡
- 事業所に対して、有害物質等の下水道への流入防止の応急措置を指導する。また、都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。

2-2 危険物輸送車両等の応急対策

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の情報収集及び市民に対する情報提供を実施する。 ○ 必要に応じ、市民に対する避難の指示を実施する。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の状況把握及び市民等に対する広報を行う。 ○ 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示する。 ○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置を行う。
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 災害応急対策を実施する。
事 業 者 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険が想定される場合等には、関係機関への通報等の応急措置を行う。

□ 詳細な取組内容

1 応急措置

- 関係機関と連絡し、有害物質などに関わる災害情報の収集伝達を行なう。
- 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - ・ 市民に対する避難の指示
 - ・ 市民の避難誘導
 - ・ 避難所の開設、避難住民の保護
 - ・ 情報提供、関係機関との連絡
 - ・ 事業所に対して、有害物質等の下水道への流入防止の応急措置を指導する。

- ・ 都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。

2 危険物輸送車両の応急対策

事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- 市民に対する避難の指示
- 市民の避難誘導
- 避難所の開設、避難市民の保護
- 情報提供、関係機関との連絡

基本方針3 放射能対策を実施する

1 放射性物質対策

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	○ 放射線量や放射性物質の環境測定・検査を行う。
清 掃 対 策 部	○ 環境測定の内容・結果を公表する。
福 祉 医 療 対 策 部	○ 健康相談に関する窓口を設置する。
	○ 外部被ばく線量等の測定に係る事務を行う。

□ 詳細な取組内容

- 統括対策部長は、放射性物質等による影響の恐れが生じた場合には、都や国などの関係機関から情報を収集する。また、必要により多摩市災害対策本部を設置し、全庁的な対応を行う。
- 清掃対策部長は、原則として、次のとおり環境測定を行う。
 - ・ 地表から1メートルの高さの空間放射線量率の測定を行う。
 - ・ 市内小・中学校、保育所、認定こども園、幼稚園、児童館・学童クラブ、主要な公園等、各施設と連携しながら、子どもが利用する施設のグラウンドについて空間放射線量率の測定を行う。
 - ・ その他、市民からの通報等により、放射性物質による環境汚染の状態を確認する必要がある箇所について、空間放射線量率の測定を行う。
- 清掃対策部長は、住民情報対策部長と連携し、環境測定の内容及び結果を公表するとともに、当該結果に応じた注意事項を広報する。
- 清掃対策部長は、空間放射線量率の測定により、除染等が必要な箇所を確認した場合には、国、都に報告するとともに、施設管理者等に具体的な除去等の方法につ

いて助言を行う。

- 福祉医療対策部長は、関係機関と連携し、必要により健康相談に関する窓口を設置する。
- 福祉医療対策部長は、関係機関と連携して、公共施設を活用し、被災者の外部被ばく線量等の測定に係る事務を、必要により実施する。

1 放射線等使用施設や輸送車両の応急措置

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の情報収集及び市民に対する情報提供を実施する。 ○ 必要に応じ、市民に対する避難の指示等の措置を実施する。
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請する。 ○ 事故の状況に応じ、必要な措置を実施する。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の状況把握及び市民等に対する広報を行う。 ○ 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示する。 ○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置を行う。
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ RI 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とする RI 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める
事 業 者 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関への通報等、応急の措置を実施する。 ○ 警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施する。

□ 詳細な取組内容

関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- 市民に対する情報提供
- 市民に対する避難の指示
- 市民の避難誘導
- 避難所の開設、避難市民の保護
- 関係機関への連絡

【復旧対策】

基本方針

1 公共施設の復旧を迅速に行う

基本方針1 公共施設の復旧を迅速に行う

1 公共施設の復旧

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 各 施 設 管 理 者	○ 施設の被害状況を調査し、復旧を実施する。

□ 詳細な取組内容

1 多摩市

被災施設の復旧に当たり、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を検討する。

2 公共施設

- 市民生活等の影響を考慮した、復旧計画を定めて復旧を行う。
- 各施設の活動に中断がないように努める。
- 指定管理施設については、指定管理者と連携し施設の復旧に対処する。

3 学校施設

- 学校施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、多摩市教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。
- 教育活動に中断がないように努める。